**資料**

三原市不育症治療費補助金の受給資格所得額について

　三原市不育症治療費補助金の対象となる要件に夫婦の所得額があります。

　夫婦の前年の所得額（１月から５月までの申請については前々年の所得額）の合計額が７３０万未満の場合が補助の要件ですが，ここでいう所得額は，以下のように計算します。

　所得証明書に記載されている金額を当てはめて計算します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 夫 | 妻 |
| **①総収入金額から税法上の必要経費を引いた額※１** | 円 | 円 |
| **②一律控除額　　（80,000円）** | 80,000円 | 80,000円 |
| **③諸控除※２合計額****（(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)）** | 円 | 円 |
|  | (ア)雑損控除 | 円 | 円 |
| (イ)医療費控除 | 円 | 円 |
| (ウ)小規模企業共済等掛金控除（イデコ等） | 円 | 円 |
| (エ)障害者控除　（該当者　　人）（該当者数×270,000円） | 円 | 円 |
| (オ)障害者控除【特別】（該当者　　人）（該当者数×400,000円） | 円 | 円 |
| (カ)勤労学生控除（270,000円） | 円 | 円 |
| **④所得額（①-②-③）※２** | (Ａ)　　　　　　円 | (Ｂ)　　　　　　円 |
| **夫婦合算所得額（Ａ+Ｂ）** | 円 |

※１　所得証明書における前年所得の合計金額

この金額が７３０万円未満であれば，所得要件を満たします。

　　（１月から５月に申請する場合は前々年の所得）

※２　マイナスとなる場合は０円